

情報提供 14

平成19年5月8日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

法人各常任理事会委員 様

各ブロック長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会長 北浦 雅子

診療報酬改定に関する要望について

平成18年4月の診療報酬の改定により、重症心身障害児施設で様々な問題が生じてきていることから、去る4月10日、厚生労働省保険局医療課長に対し、重症心身障害児者の医療・福祉に関して別紙の要望をしましたので情報提供をします。

なお、この要望書の提出は、社団法人日本重症児福祉協会との連携のもとに行っていることを申し添えます。

また、この情報は当会のホームページにも掲載しています。

平成 19 年 4 月 10 日

保険局医療課長 原 徳壽 様

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

会長 北浦 雅



重症心身障害児者の医療・福祉についての要望

重症心身障害児者に対する保健・医療につきまして、日頃より格別のご高配を賜っておりますこと深く感謝申し上げます。

お陰をもって、重症児者は施設や地域で生きる喜びをもって生活を営むことができるようになり感謝いたしております。しかしながら、昨年4月以降の診療報酬改定が行われてから、重症児者の医療に対して危機感を持つようになりました。

重症児者は、医療がなければ生きてゆけない人たちであり、生活の場所が地域でも、また施設であってもその拠り所となるものは重症心身障害児施設です。

最近、重症心身障害児施設では、超重症児といわれる人たちの入所が増加してまいりました。又、NICU を持つ医療機関から後医療としての受け入れが要請されているところです。

1 障害者施設等入院基本料を病棟ごとの算定として認めていただきたい。

現在、障害者施設入院基本料については、「複数の障害者施設等一般病棟がある場合には、当該病棟全てについて同じ区分の障害者施設等入院基本料を算定する」とされていますが、入所児者の状態により病棟によって看護師配置を特に手厚くする必要があるところもあるので、超重症児が多く居る施設では、止むを得ず病棟ごとのいわゆる傾斜配置の体制としています。そのうえで全ての病棟で 10 対 1 以上の配置が出来る看護師の確保ができればよいのですが、極めて困難な状態にあるところです。このため、超重症児の受け入れを見合わせざるを得ないこともあります。

つきましては、現在のような傾斜配置での算定も継続して認めていただく

とともに、各病棟それぞれ異なる区分での算定も認めていただくことを要望するものです。

なお、在宅福祉が進められている中で、在宅の超重症児が短期入所として重症児施設を利用する場合、超重症児を受け入れる施設が看護師の確保難もあって、超重症児の受け入れを断られるなど利用が困難な状態となっているのが実情です。在宅支援推進のためにもご配慮いただきたくお願いします。

2 障害者施設等入院基本料算定病棟での「7 対 1 看護」を認めていただきたい。

超重症児に対応するため、当該病棟では看護師配置を 7 対 1 以上としているところがありますので、この場合には超重症児の入院率が一定の条件を満たしている場合には、当該病棟においても「7 対 1 看護」をお認めいただきたく要望いたします。

3 特殊疾患入院施設管理加算について

特殊疾患入院施設管理加算は、そもそも重症心身障害児施設の入院（入所）者の特性を考慮して設けていただいた経緯があります。

昨年 4 月改正により、療養病棟を選択している重症心身障害児施設については、特殊疾患入院施設管理加算が廃止されました。

重症心身障害児施設の入院（入所）者は、脳性まひなど小児期の脳障害を主原因とし、多くのかつ変動しうる合併症を伴っています。それぞれの病態に対して、濃厚な医療が間歇的かつ突発的に出現するため、常時継続した医療体制が必要とされます。

つきましては、障害者施設等入院基本料の算定病棟に直ちに移行できない施設について、特例を設けて復活していただきたくお願いいたします。

4 リハビリテーションについて

（1）脳血管疾患等リハビリテーション料について

3 月 30 日付で出された改正通知によれば、脳血管疾患等リハビリテーション料に関し、算定日数の上限の除外対象患者の取り扱いについて、

- ① 児童福祉法第 43 条の 3 に規定する肢体不自由児施設

② 又は同法第 27 条第 2 項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するものの通園者（外来患者を含む。）

とされていますが、児童福祉法第 43 条の 4 の重症心身障害児施設が対象にされていないのは、どのような理由によるものなのでしょうか。

同じく児童福祉法の障害児医療施設として、認めていただきたくお願ひするものです。

（2）障害児（者）リハビリテーション料について

昨年 4 月改正により、障害児（者）リハビリテーション料を設けていただき感謝いたしております。

この対象患者は、脳性麻痺等の発達障害児・者及び児童福祉法に定める施設（第 43 条の 3 の肢体不自由児施設、第 43 条の 4 の重症心身障害児施設）の入所・通所者（外来患者を含む）とされています。

現在、重症心身障害児（者）の通所事業（診療所に併設）が行われておりますが、法律に定められた施設でないため、リハビリを行っても肢体不自由児通所と同様の扱いを受けることが認められていません。

つきましては、その実態を検証いただき同等のものとしてお認めいただきたくお願ひいたします。